

# 第3次 豊後大野市総合教育計画 (平成28年度～平成32年度)

～ふるさとを愛し、地域とともにシェアワセな未来を拓く、  
たくましく、心豊かな豊後大野の人づくり～

## はじめに

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の法的根拠と位置付け	2
3	計画の期間	3
4	計画の構成	3
5	計画の実施状況の点検・評価と見直し	3
	<補足資料>総合計画と総合教育計画	5

# 1 計画策定の背景と趣旨

## 【1】教育をめぐる社会の現状と課題

人格の完成や個人の尊厳などの普遍的な理念を継承しつつ、平成18年に改正された教育基本法では、「①知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した個人」、「②公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民」、「③我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成」を目指すことが明確にされました。この理念を達成するためには、現在の社会経済情勢と将来的な展望を十分に踏まえ、『教育立国』として、ふさわしい教育の在り方を具体的に検討し、必要な政策を実行することが求められています。

そのような中、**グローバル化**(※1)や高度情報化社会、少子高齢化などの社会の急激な変化に伴って、我が国は次のような危機に直面しています。

- ・少子高齢化による社会全体の活力低下
- ・厳しさを増す経済環境と**知識基盤社会**(※2)への移行
- ・グローバル化の進展による我が国の国際的な存在感の低下
- ・雇用環境の変容による失業率、非正規雇用の増加
- ・都市化・過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化を背景とした地域社会のつながりの希薄化、支え合い機能の低下による個々人の孤立や**規範意識**(※3)の低下
- ・地方の衰退や疲弊など地域間格差、世代間または世代内の社会的格差や経済的格差などの格差の再生産と固定化の進行による一人ひとりの意欲減退や社会の不安定化
- ・環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など地球規模の課題への対応

このような状況は、平成23年3月11日の東日本大震災の発生により一層顕在化かつ加速化しており、生活水準、経済状況、雇用状況の悪化や社会格差の増大など様々な影響が懸念されています。

また、国では、人口急減・超高齢化・東京一極集中を克服し、将来にわたって各地域がそれぞれの特長を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月閣議決定)に基づく取り組みを進めています。本市としても、平成27年10月に『豊後大野市総合戦略』を策定し、その中で「人口ビジョン」と「まち・ひと・しごと総合戦略」を掲げ、実効性のある地方創生の取り組みを進めることとしており、その基本目標の達成のためにも、教育(学校教育・社会教育)、文化・スポーツの面からの貢献が求められています。

## 【2】国の第2期教育振興基本計画

国の第2期教育振興基本計画(平成25年度～平成29年度)では、「自立・協働・創造」の3つの理念の実現に向けた**生涯学習社会**(※4)を構築するために、次の4つの基本的方向性を設定しています。

- ・社会を生き抜く力の養成～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～
- ・未来への飛躍を実現する人材の養成～変化や新たな価値を主導または創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
- ・学びのセーフティネットの構築～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
- ・絆づくりと活力あるコミュニティの形成～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～

### 【3】本市教育委員会の姿勢

本市教育委員会でも、国の第2期教育振興基本計画の理念と基本的方向性を踏まえて、『ふるさとを愛し、地域とともにシアワセな未来を拓く、たくましく、心豊かな豊後大野の人づくり』を基本理念に掲げ、この第3次豊後大野市総合教育計画を策定しました。

地方交付税の削減に伴う行政改革が行われている厳しい状況下ではありますが、平成32年度の目標年度に向け、「豊後大野市まちづくり基本条例」に則り、学校・家庭・地域・行政が協働して教育施策に取り組んでいき、教育を通して第2次豊後大野市総合計画の将来像である「人も自然もシアワセなまち」を目指します。

.....  
(※1)グローバル化…資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や海外への投資が増大することによって世界における経済的な結び付きが深まることをいいます。

(※2)知識基盤社会…新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会をいいます(平成17年中央教育審議会答申)。

(※3)規範意識…社会的に認められている行動を理解し、あらゆる場面で自ら判断して行う意識をいいます。

(※4)生涯学習社会…「国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」(教育基本法第3条)をいいます。  
.....

## 2 計画の法的根拠と位置付け

### 【1】計画の法的根拠

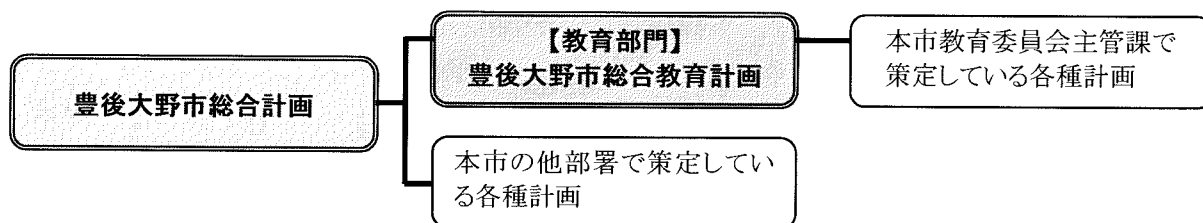
本計画は、**教育基本法第17条第2項**(※1)の規定により策定するもので、本計画を本市の教育に関する基本方針並びに教育振興基本計画とします。

### 【2】計画の位置付け

本計画は、「方針計画」とし、予算を含めて具体的に取り組む施策または事務事業は、本市教育委員会主管課で別に定めるものとします。また、本計画を本市のホームページを通して市民に公表し、市民と共有・協働して、本市の教育振興に取り組んでいきます。

#### ①豊後大野市総合計画及び国・大分県の計画、他計画との関係

本計画は、本市が策定している第2次豊後大野市総合計画(平成28年度～平成37年度)に基づく教育部門の総合的な実施計画です。国の教育振興基本計画または大分県長期教育計画、それぞれ本市教育委員会主管課または本市の他部署で策定している各種計画との整合にも心掛けています。



#### ②教育の振興に関する大綱との関係

平成27年4月1日に施行された**地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第1条の3**(※2)で、市長が「教育の振興に関する大綱」を定めることになりました。その大綱も、本計画の基本施策と重点施策により定めってもらうこととします。

.....

(※1)教育基本法(平成18年法律第120号)

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(※2)地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号).....

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項((※1)を参照して下さい)に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

.....

### 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、第2次豊後大野市総合計画の前期基本計画期間である平成28年度から平成32年度までの5年間とします。第2次豊後大野市総合計画の見直し/後期基本計画期間である平成33年度から平成37年度までの5年間は、第4次豊後大野市総合教育計画を策定することとします。

### 4. 計画の構成

第2次豊後大野市総合計画の基本構想・基本計画(政策目標・施策)により定めた本計画の「基本施策」ごとに「重点施策」を定め、その重点施策ごとに具体的な取り組みを定めています。取り組みは、「現状と課題」と「今後の基本方針」と「目標指標」で構成しています。まず「現状と課題」で、直近の現状と課題を捉えて、その現状と課題を踏まえた主な方針を「今後の基本方針」で定めています。また、達成度の確認のため、今後の基本方針に基づく「目標指標」を掲げています。その中の難解用語や専門用語、参照箇所については、それぞれ「現状と課題」と「今後の基本方針」の最後に説明を記載しています。

### 5. 計画の実施状況の点検・評価と見直し

#### 【1】計画の実施状況の点検・評価

**地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条**(※1)で「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表すること」が義務付けられています。この目的は、より成果をもたらす教育施策に取り組むと同時に、開かれた教育行政に努めて市民への説明責任を果たすことにあります。この点検・評価の際に、**豊後大野市行政評価システム**(※2)に定める**PDCAサイクル**(※3)に基づき、本計画の進捗状況(アウトプット)と本計画全体の成果(アウトカム)を毎年度点検・評価することとし、その結果を広く市民に公表して、市民から寄せられた意見を今後の取り組みに反映させます。

#### 【2】計画の見直し

本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間ですが、社会情勢や教育情勢の変化などを反映させるため、中間年度である平成30年度に見直しを行います。ただし、見直しを行った後の計画期間も、当初の計画期間(平成28年度～平成32年度)とします。

## はじめに

### (※1)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

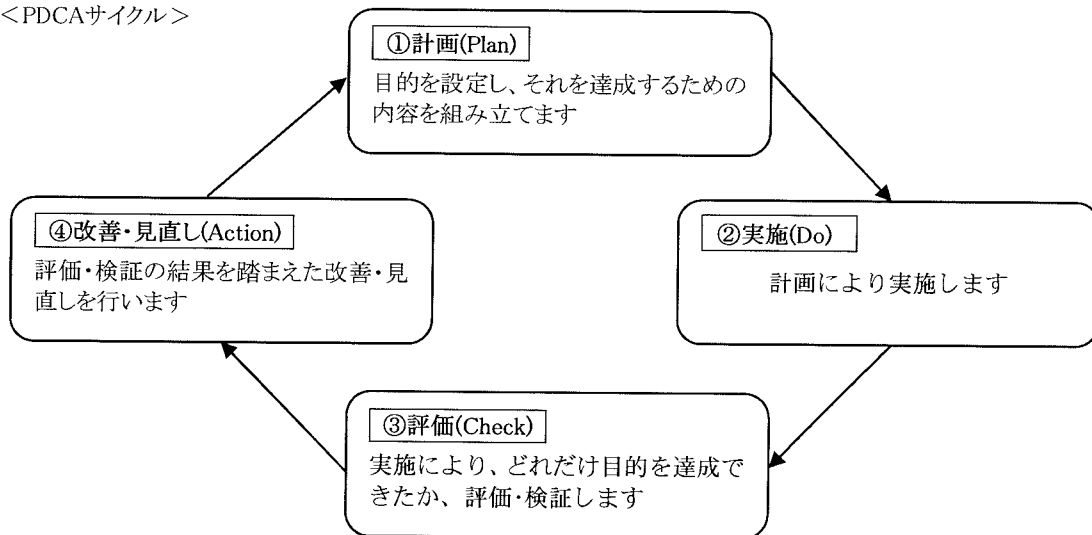
第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(※2)豊後大野市行政評価システム・(※3)PDCAサイクル…「行政評価」とは、「政策、施策及び事務事業について、事前、事中、事後を問わず、一定の基準、指標をもって、妥当性、達成度や成果を判定するもの」(「地方公共団体における行政評価の取組状況等に関する調査について(照会)平成25年11月14日総行経第25号」による。)とされており、本市では、豊後大野市まちづくり基本条例第27条に行政評価の実施が規定されています。そのため、政策、施策及び事業を計画・実施し、その結果を政策、施策及び事業の目的に基づいて評価し、改善・見直しを図っていくというサイクル(PDCAサイクル。下図参照)を毎年度積み重ねていくことが大切です。行政評価においては、行政活動の目標の明確化、効果の数値化、費用対効果の分析を行い、それらを基準として政策、施策及び事業における「選択と集中」、「スクラップ・アンド・ビルド(\*)」などを行い、行政の効率化を図っていくことが大切です。また、サイクルとして毎年度繰り返される作業の積み重ねであるため、全庁的な評価のスキルアップを図っていく必要もあります。

(\*)スクラップ・アンド・ビルド…採算や効率の悪い部門を整理し、新たな部門を設けることをいいます。

<PDCAサイクル>



## ＜補足資料＞総合計画と総合教育計画

計画区分	第2次豊後大野市総合計画	豊後大野市総合教育計画
計画期間	前期 平成28年度～平成32年度 後期 平成33年度～平成37年度 毎年度、進捗状況・成果の確認	→ 第3次 平成28年度～平成32年度 → 第4次 平成33年度～平成37年度 毎年度、進捗状況・成果の確認
平成28年度	【前期基本計画】 ↓	【第3次豊後大野市総合教育計画】(新規策定) ↓ 第3次総合教育計画は、第2次市総合計画の基本構想等 ↓ に基づく必要があるため新規策定というスタンスとします。
平成29年度	↓	↓
平成30年度	↓	↓ (中間見直し作業)
平成31年度	↓	中間見直し(平成31年度以降反映) ↓ 社会情勢や教育情勢の変化などを反映させるため、中 ↓ 間年度である平成30年度において中間見直しを行います。
平成32年度	↓	↓ (第4次豊後大野市総合教育計画策定作業)
平成33年度	【見直し/後期基本計画】 ↓	【第4次豊後大野市総合教育計画】(抜本見直し) ↓ 第2次市総合計画の計画期間中であることから、第3次 ↓ 総合教育計画の抜本見直しというスタンスとします。
平成34年度	↓	↓
平成35年度	↓	↓ (中間見直し作業)
平成36年度	↓	中間見直し(平成36年度以降反映) ↓ 社会情勢や教育情勢の変化などを反映させるため、中間 ↓ 年度である平成35年度において中間見直しを行います。
平成37年度	↓	↓ (第5次豊後大野市総合教育計画策定作業)
平成38年度	第3次豊後大野市総合計画 前期 平成38年度～平成42年度 後期 平成43年度～平成47年度	【第5次豊後大野市総合教育計画】(新規策定) → 第5次 平成38年度～平成42年度 → 第6次 平成43年度～平成47年度 ↓ 第5次総合教育計画は、第3次市総合計画の基本構想等 ↓ に基づく必要があるため新規策定というスタンスとします。

(注)平成38年度以降も、上記と同様のサイクルで行うこととします。

※ 参考

	第1次豊後大野市総合計画	豊後大野市総合教育計画
前期	平成18年度～平成22年度	→ 第1次 平成18年度～平成22年度 (平成20年度/中間見直し/平成21年度以降反映)
後期	平成23年度～平成27年度	→ 第2次 平成23年度～平成27年度 (平成25年度/中間見直し/平成26年度以降反映)